申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

<table>
<tr><td colspan="2">許認可等の内容</td><td>使用料の分納</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市公共物管理条例施行規則第7条
　条例第13条第2項の規定により準用する新座市道路占用料徴収条例（昭和52年新座市条例第2号）第5条の規定により使用料を分納しようとする者は、指定された期限までに新座市公共物使用料分納申請書を市長に提出しなければならない。
2　前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、分納の可否を決定し、新座市公共物使用料分納決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>インフラ整備部道路管理課管理係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">審査基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td></td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　　年　　月　　日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>標準処理期間
（未設定の場合はその理由）</td><td>総日数</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成　　年　　月　　日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>